

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部農山村課

法令名	農地法	法令の番号	昭和27年 法律第229号						
許認可等の種類	農地転用の許可	根拠条項	第4条第1項						
審査基準	<p>農地の転用の許可にあたっては、下記法律及び通達に基づき審査している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第6項 ・農地法施行令第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第8条の2 ・農地法施行規則第29条～第47条の3 <p>・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12.6.1付け12構改B第404号 事務次官通知） 第6 法第4条関係</p> <p>・「農地法の運用について」の制定について（平成21.12.11付け21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知） 第2の1 法第4条第6項関係</p>								
	受付機関	市町農業委員会	処理機関	農山村課	交付機関	市町農業委員会	標準処理期間	2週間	目次
						標準経由期間	一週間		